

2023 年度（令和 5 年度）第 4 回 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会 会議録（要旨）

1 日 時

2024 年（令和 6 年）2 月 7 日（水）15：00～17：00

2 場 所

福山市役所議会棟 3 階第 5 委員会室

3 出席者

(1) 委員（18 名）

渡邊一成委員，岡本敬司委員，河野孝文委員，藤井剛委員（代理 柴田益良），
森晃章委員（代理 池上昌宏），宇田雅英委員，田淵博雄委員，神原昌弘委員，
吉本伸久委員，山口晃弘委員，槇尾俊之委員，山田康文委員（代理 佐藤泰弘），
梅林幾彦委員，栢英彦委員，川手茂裕委員，浅野充委員（代理 野波史郎），
市川清登委員，大須賀寿樹委員

(2) 事務局（11 名）

福山市 難波都市部長，荒平政策調整官，栢原都市交通課長，河村次長，
神園主事，清水主事，木村主事
笠岡市 山田企画政策課長，坂本係長，土井主事補
復建調査設計㈱ 金沢，藤本

(3) 傍聴者（1 名）

(4) 随行者（1 名）

4 会議の成立

開会時点で委員 25 名中，代理出席を含め 18 名出席で，委員の過半数が出席しているため，福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約第 7 条第 2 項の規定により会議が成立。

5 議事

(1) 報告事項

- ア 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会福山地域部会兼福山市地域公共交通会議の報告
- イ 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会笠岡地域部会兼笠岡市地域公共交通会議の報告
- ウ 福山・笠岡地域公共交通計画（案）のパブリックコメントに係る結果報告

(2) 承認事項

- ア 新規委員の加入に伴う福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について
- イ 福山・笠岡地域公共交通計画（案）について
- ウ 福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画（案）について
- エ （仮称）新モビリティサービス実行委員会の設置について

(3) 今後のスケジュールについて

6 その他

- (1) 広島県地域公共交通ビジョン（素案）について（広島県地域政策局交通対策担当）

7 資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料 1 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会福山地域部会兼福山市地域公共交通会議の報告
- ・ 資料 2 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会笠岡地域部会兼笠岡市地域公共交通会議の報告
- ・ 資料 3 福山・笠岡地域公共交通計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
- ・ 資料 4 新規委員の加入に伴う福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について
- ・ 資料 5 福山・笠岡地域公共交通計画（案）
- ・ 資料 6 福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画（案）
- ・ 資料 7 （仮称）新モビリティサービス実行委員会の設置について
- ・ 資料 8 2023 年度（令和 5 年度）計画作成の経過と今後のスケジュール
- ・ 資料 9 広島県地域公共交通ビジョン（素案）について

8 協議内容

(1) 開会

(2) 報告事項

議事 (1) ア 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会福山地域部会兼福山市地域公共交通会議の報告

事務局：資料 1 について説明を行った。

会 長：内容について，質問や意見等はないか。

一 同：(意見なし)

議事 (1) イ 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会笠岡地域部会兼笠岡市地域公共交通会議の報告

事務局：資料 2 について説明を行った。

会 長：内容について，質問や意見等はないか。

一 同：(意見なし)

議事 (1) ウ 福山・笠岡地域公共交通計画（案）のパブリックコメントに係る結果報告

事務局：資料 3 について説明を行った。

会 長：資料 3 のパブリックコメントの結果は既に公開しているのか。

事務局：現時点では公開していない。本協議会で今回示す福山・笠岡地域公共交通計画（案）に対する指摘等があれば必要に応じて市の考え方について修正を行った後，公開する予定である。

(3) 承認事項

議事 (2) ア 新規委員の加入に伴う福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

事務局：資料 4 について説明を行った。

会 長：今後，乗合タクシー事業に新たなタクシー事業者が参入する際には，その都度協議会の規約を改正していくという認識で良いか。

事務局：その認識で良い。新たな事業者が加わる際は，その都度規約を改正する。

会 長：新規委員の加入に伴う福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について，承認いただける方は挙手をお願いする。

一 同：(挙手多数)

会 長：挙手多数につき，原案通りで承認とする。

議事 (2) イ 福山・笠岡地域公共交通計画 (案) について

ウ 福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画 (案) について

事務局：資料 5, 6 について説明を行った。

委員：3 点質問がある。1 点目は、資料 5：地域公共交通計画 (案) の P119 に国庫補助に関する記載が追加されているが、これまで通りの国庫補助路線で基幹交通に位置付けられた路線は市が欠損部分を補填すると考えて良いか。

2 点目は、同計画 (案) の P126 に示されている補完交通の図であるが、鋼管病院線については引野町から鋼管病院の区間だけに緑線が引かれているが、福山駅から引野町までは補完交通ではなく、この区間だけが補完交通の扱いとなる認識で良いのか。

3 点目は、同計画 (案) の P127 の補完交通の表では補助金種別について 2024 年度予定が記載されているが、基幹交通と準基幹交通の表 (P123, P125) では 2024 年度予定の記載がない。今後変更する予定はあるのか。

事務局：1 点目について、補完交通に対する市の支援のあり方については、今後引き続き検討する必要があると考えており、当面の新年度の市の支援は従来と変わらない。基幹交通への支援については、従来のものに加えて支援を行うための予算を議会に上げている。

2 点目の鋼管病院線における補完交通の線については、基幹交通から外れる区間が補完交通に該当すると考えており、福山駅から引野町の区間は補完交通ではなく基幹交通に該当する。補完交通に位置付けた区間については、バスの利用状況を見ながら、別の交通モードを含めて考える余地があると考えており、個別の交通事業者と内容を協議しながら決めていきたいと考えている。

委員：準基幹交通に対する市の支援はどうか。

事務局：市の予算に係ることであり、議会での議論の最中であるが、現時点では基幹交通に対する支援を手厚くする方向で調整中であるが、準基幹交通と補完交通に対しては従来と同様の支援となる。

委員：準基幹交通や補完交通は利用が少なく赤字事業であり、従来の支援のままでは十分ではなく、減便・廃止をせざるを得ない状況になると考えられるため、市としてどう考えるか、十分に検討して欲しい。

委員：バス路線の利用が定着するには 3 年にかかる。計画期間は 5 年であるが、5 年も経つと社会情勢も変わりバスの利用傾向も変化し、事業者の現状と補助のあるべき姿が乖離してしまうのが実態である。これまでは計画策定後は途中変更が認められなかったが、是非とも地域密着の形として、支援の内容を途中で見直すことも検討して欲しい。

事務局：計画の期間は5年間であるが、5年の間に状況は変わることも認識している。必要に応じて利用促進や路線見直しを中心に、適宜計画の見直すことを考えている。この地域公共交通計画は、変化に応じて、協議会での議論を通じて、適宜見直しができる計画であると認識している。

会 長：資料5：地域公共交通計画（案）は国庫補助と連動するものと思うが、P119で地域公共交通確保維持事業の位置付けが整理されており、今後対象路線を変更する場合には、計画を変更すると認識して良いか。

事務局：その通りである。

会 長：今後、必要に応じて、協議会での議論を通して計画の見直し可能であり、補助対象路線の変更も可能と認識した。

委員：資料5：地域公共交通計画（案）のP3、P4、P90に広島県地域公共交通ビジョンの抜粋が記載されているが、これは同ビジョンの骨子から抜粋されている。現在、同ビジョンの最終版として文言等を修正しているので、これに合わせて表現等を修正して欲しい。

会 長：適宜修正することとする。

委員：3点ほど質問、指摘がある。1点目は、資料5：地域公共交通計画（案）のP119の表で、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の系統の欄に「(予定)」の記載があるが、これは中心部循環路線のことか、あるいは市内完結路線のことか、どちらを指しているのか分かるようにして欲しい。

2点目は、同計画（案）のP140の表内の「本計画で該当する実施施策」の⑭-1に「全国相互利用交通系 IC カード（ICOCA）の導入」と記載があるが、ICOCAに限定して考えているのか。それとも他の IC カードの導入の可能性もあるのか。

3点目は、資料6：利便増進実施計画（案）のP3に、乗合タクシーへの転換、新設として引野地区と赤坂地区の2地区が示されているが、資料1のP8では乗合タクシーの導入地区として、2地区以外にも本郷・小原地区、常金丸地区も示されている。同じ乗合タクシー事業である中で、なぜ引野地区と赤坂地区の2地区だけを対象としているのか。

事務局：1点目の資料5：地域公共交通計画（案）のP119の「(予定)」の記載は、まわローズや市内循環線等の中心部循環路線を指すものであり、わかりやすい記載に修正する。

2点目については、ICOCAを中心としてバス事業者が準備を進めており、それに対する支援を行政が行うことを考えている。ベースはICOCAであるが、SUICAをはじめとした全国の主要な IC カードも利用できる。

3点目について、まず本郷・小原地区は福山市と尾道市に跨っているが、

福山市は尾道市と異なり中核市であり、国のフィーダー補助を受ける際の申請方法が 2 市で異なるため、短期間で両市が連携・調整を進めることが困難であることから、今回の資料 6：利便増進実施計画（案）では対象としていない。なお、国のフィーダー補助は別の方法で受けることを考えている。常金丸地区については、朝夕は路線バスが運行しており、空白となる昼間時に乗合タクシーを導入することを考えているが、国のフィーダー補助は現在公共交通が運行していない地区での導入が前提となるため、今回の資料 6：利便増進実施計画（案）では対象としていない。

会 長：2 点ほど質問、指摘がある。1 点目は、資料 5：地域公共交通計画（案）の P127 の補完交通の一覧表には全ての乗合タクシーが記載されるべきだと思うが、なぜ常金丸地区は記載されていないのか。

2 点目は、同表で山野地区は 2022 年度にフィーダー補助が実施されている旨の記載となっているが、同計画（案）の P137 には山野地区の記載がない。山野地区には今後補助を行わないということか。

事務局：1 点目の常金丸地区については、路線バスはあるが、おでかけ支援事業を 10 年近く実施しているところだが、おでかけ支援事業のボランティアドライバーの確保が難しくなっており、またおでかけ支援事業で運行できるエリアが限定されるため、乗合タクシーによりカバーすることを考えている。このように、乗合タクシー事業の導入の性質が他の地区と異なるため記載していないが、移動手段としては同じ括りであるため記載を検討したいと思う。ただし、国のフィーダー補助の対象とすることは難しいと思う。

2 点目の、山野地区については、北振バスの昼間の便の廃止に伴い、井原市の地域公共交通会議での議論により乗合タクシーを導入した経緯がある。井原市の公共交通会議のメンバーには福山市も含まれているため、国庫補助での手続きについては、井原市の計画での位置付けで問題ないため、資料 5：地域公共交通計画（案）の P127 の補完交通一覧には記載しているが、P137 の国庫補助の位置づけには記載していない。

会 長：常金丸地区については、資料 5：地域公共交通計画（案）の P127 の補完交通の一覧表には記載して計画に位置付け、協議会で必要性を認めたものとして支援する方向で考えて欲しい。

委員：資料 5：地域公共交通計画（案）の P1 において、1-4 の「対象とする交通モード」として計画の対象と対象外に区分した図が示されており、おでかけ支援事業やスクールバス等は対象外として整理されている。しかしながら、地域交通法では全ての交通モードを総動員して対応を検討することとされており、この福山・笠岡地域公共交通計画の策定に当たっ

でも、そのような考えのもとで検討していると認識している。このため、P1 の計画の対象モードの図では、おでかけ支援事業やスクールバス等のことは考慮されていないと誤解を招く恐れがあるため、表現を工夫して欲しい。

事務局：指摘と同様の認識であり、P1 の図で対象外としている交通モードについても考慮して検討しているため、表現を工夫したい。

会 長：整理の考え方は間違っていないと思うので、表現を変えると良い。

資料 5：地域公共交通計画（案）、資料 6：利便増進実施計画（案）について、軽微な修正はあるが、大きな修正を伴う指摘は無かったかと思う。頂いた意見を踏まえ修正することで良いと思う。

資料 5：福山・笠岡地域公共交通計画（案）及び資料 6：福山・笠岡地域公共交通利便増進実施計画（案）について、本質的な修正はなく軽微な修正を行うことを前提として、承認いただける方は挙手をお願いします。

一 同：（挙手多数）

会 長：挙手多数につき、軽微な修正を前提として、原案通りで承認とする。

議事（2）エ （仮称）新モビリティサービス実行委員会の設置について

事務局：資料 7 について説明を行った。

委員：この実行委員会が検討対象とする事業エリアは市域全体なのか、それとも福山駅周辺のウォークアブルエリアだけなのか。仮に福山駅周辺のウォークアブルエリアに限定するのであれば、実行委員会の名称はエリア名を反映させた方が良いと思う。

事務局：現在は福山駅周辺ウォークアブルエリアを中心に考えているが、この取組をきっかけとしてエリアを広げたい、MaaS で繋げていきたいと思っており、これからの段階である。まずは福山駅周辺ウォークアブルエリアを対象としてスタートしたいと考えている。また、グリーンスローモビリティだけではなく、まわローズ等の路線バスやレンタサイクル等を含めて連携を考えたい。その上で、他のエリアにも拡大できればと思っている。

会 長：福山・笠岡地域公共交通活性化協議会の分科会であるにも関わらず、新モビリティサービス実行”委員会”という名称は違和感がある。分科会とした方が分かりやすいと思う。

事務局：組織名称も含め、規約や構成員を検討し、後日報告する。

会 長：（仮称）新モビリティサービス実行委員会の設置について、承認いただける方は挙手をお願いします。

一 同：（挙手多数）

会 長：挙手多数につき，原案について承認とする。

(4) 今後のスケジュールについて

事務局：資料 8 の説明を行った。

会 長：内容について，質問や意見等はないか。

一 同：(意見なし)

(5) その他：広島県地域公共交通ビジョン（素案）について

(広島県地域政策局交通対策担当)

委員：資料 9 の説明を行った。

委員：船や鉄道に対する新しい動きや今後の予定があれば教えて欲しい。

委員：今回は補助を新設することは考えていない。実態が掴めていないため，まずは調査や実証を進めることを考えており，こちらを支援することを考えている。

事務局：以上で，2023 度（令和 5 年度）第 4 回福山・笠岡地域公共交通活性化協議会を閉会する。

以上